

## 第24回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年6月27日(火) 午後2時5分～午後3時16分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

### 3 出席委員 (農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 廣瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
8 番 平 光正	10 番 本多利任	11 番 山下勝也	13 番 寺田健蔵
14 番 水田 勇	16 番 金子初夫	17 番 馬場正国	

会長 中川繁憲

### (農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	20 番 田中芳邦	21 番 野原重光	22 番 中山秀樹
25 番 増田孝徳	26 番 北岡新市	27 番 内田一郎	28 番 末吉秀明
30 番 中村康弘	31 番 石橋浩昭	32 番 石橋浩昭	33 番 山口俊一
34 番 松尾和昭	37 番 原田久也	40 番 柴内成世	41 番 三宅東英
42 番 本多晋介	43 番 宮崎 努	45 番 宮崎陽一	46 番 相良栄一郎
47 番 本田勝彦	48 番 飛永敏博		

### 4 欠席委員 (農業委員)

5 番 小川一英	6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	9 番 中野裕二
12 番 山崎伸吾	15 番 中村修治		

### (農地利用最適化推進委員)

23 番 田中八郎	24 番 本多正敬	29 番 神崎好史	35 番 寺田俊秀
36 番 末續公德	38 番 岡田裕弥	39 番 浅田修弘	44 番 山本敏晴

5 議事録署名委員 11 番 山下勝也 13 番 寺田健蔵

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸 山口朋子

### [ 日 程 ]

議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第102号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第103号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第104号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第105号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について  
議案第106号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・使用貸借を解約した旨の通知について
  - ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 只今から、第24回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番小川委員、6番植木委員、7番楠田委員、9番中野委員、12番山崎委員、15番中村委員、23番田中委員、24番本多委員、29番神崎委員、35番寺田委員、36番末續委員、38番岡田委員、39番浅田委員、44番山本委員のほうから欠席の報告があつております。出席農業委員数は12名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局（〇〇） 皆様、お疲れさまです。

総会の会長の挨拶の前に、ここで表彰と表彰の伝達、花束贈呈を行いたいと思います。

まず、市の広報とかでご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、3月15日に開催されました第9回全国自給飼料生産コンクールにおいて、〇〇委員さんが農林水産省畜産局長賞を受賞されましたので、ここで花束を贈呈させていただきたいと思います。（拍手）

（「おめでとうございます」との声）

事務局（〇〇） 〇〇委員、誠におめでとうございます。

引き続きまして、昨年度、年金推進に関しまして、独立行政法人農業者年金基金理事長より表彰が届いております。ここで伝達表彰を行いたいと思っております。

まず、部門として、南島原市農業委員会は、まず、目標達成度合い部門で全国第1位、女性新規加入数部門で全国8位、新規加入推進部門で全国9位ということで、輝かしい成績をいただいています。皆様のご努力に再度感謝いたしたいと思ひます。誠にありがとうございました。

それでは、代表としまして、加入推進部長の〇〇部長のほうに伝達表彰の受領をお願いしたいと思ひます。会長、よろしくお願ひします。

会 長 表彰状。農業委員会別目標達成度合い、新規加入目標数10人以上の部、第1位、南島原市農業委員会殿。貴会は、農業者年金の加入推進活動に積極的に取り組まれ、結果、頭書の優秀な成績を収められました。よって、この功績に感謝し、表彰いたします。令和5年6月23日、独立行政法人農業者年金基金理事長黒田夏樹。

どうもおめでとうございます。（拍手）

〇〇番〇〇委員 また今年も頑張りましょう。

事務局（〇〇） そして、昨年は皆さん、最高2人から1人の個人目標を達成いただきありがとうございました。それで、その中で、何人かに対しては、ご褒美ではありませんけれども、副賞のほうを差し上げたいと思ひまして、本年度は夫婦で加入いただきました〇〇委員さんと、そして若手の方、40歳未満の方たちの加入をしていただきました〇〇委員と〇〇委員さんのほうに副賞のほうをお渡ししたいと思ひます。

代表して、〇〇委員さんのほうにお渡しをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長 どうもお疲れさまでした。

〇〇番〇〇委員 どうもありがとうございます。（拍手）

事務局（〇〇） ありがとうございます。来年、ぜひ皆さん受けていただくように頑張りいただき

たいと思います。

大変失礼いたしました。これで失礼いたします。

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第24回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、今年の梅雨入りは5月29日に平年より6日早く入りましたが、雨による災害も今のところ発生しておらず、農作業も順調に進んでいることと思います。しかしながら、全国的に見ますと各地で線状降水帯の発生により、多大な被害が発生した地域もありますので、被害に対する準備も必要かと思っております。

また、先週23日に一般社団法人長崎県農業会議の通常総会が、第113回通常総会が長崎市で開催されました。開催の前に、独立行政法人農業者年金基金理事長より表彰式がありまして、先ほど伝達したとおりでありまして、雲仙市農業委員会と南島原市農業委員会が表彰されました。

総会では、専門理事の選任が行われまして、農業会議の荒木事務局長が専務理事として選任することとなりました。以上です。

それでは、事務局から、農業委員18名中、出席委員は現在12名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に11番山下委員、13番寺田委員を指名して、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について** を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 皆さん、お忙しい中、お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

2ページをお願いします。

番号1 につきましては、令和5年6月26日付けで取下げ書の提出がっております。

取下げ理由については、営農計画の見直しが必要となり今回取下げとなりました。

以上でございます。

議長 ただいま、事務局から説明があった通り、本案件については「取下げ書」の提出がおりますので、議案第101号については、削除をお願いします。次に、**議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請について** 審議したいと思います。

4ページです。番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから議案第102号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。

4ページをお願いいたします。座って説明します。

番号1、申請人、有家の株式会社〇〇、土地の表示、有家町〇〇、地目が畑、地積が957平米となっております。

変更の理由につきましてはですが、当初事業計画では建築面積440平米の製麺工場を建設しようとしておりましたが、許可申請前に隣地の宅地の所有者に2.5mの間隔を空けることで了承をいただいていたところでしたが、許可が下り、工事に入ると連絡した際に、隣接の宅地の所有者より、日陰になることからもっと間隔を空けてほしいと要望があったため見直しが必要と

なりました。また、当初計画していた規模以上の製麺工場が必要となり、建築面積、こちらは訂正になります。559.3と書いてありますが、546平米になります。同面積の建築規模に拡大します。生産量を増やすことを計画しているということでございます。しかし、現在の用地では上記の建設用地を確保できないため、新たに農地、隣接地になります。400平米を含めて計画変更したいということでございます。

備考欄にあります当初の許可日につきましては、令和5年4月14日、許可指令番号についてはご覧のとおりです。転用目的も製麺工場用地となっております。変更内容につきましては、その下に書いてありますが、隣接の〇〇、畑の400平米と一体利用になるということでございます。

当初の計画では、認定してありましたけれども、見直し、生産量を増やしたり、隣接地との関係で苦情があったりということとなっております。また、建物も一応変更し、建築面積を拡大することで大規模な計画変更が必要となりました。それで、今回、計画変更承認申請が提出されたものでございます。以上でございます。

議長 5条の計画後の変更申請であります。

この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど事務局より説明がありましたように隣接する、隣の物件の〇〇会館のほうから影が映るということで計画を変更、見直しをするということで、現状の農地では建物自体が少し狭くなるということで、下の圃場を買い受けて一体利用するというので、何ら問題はないと見てまいりました。審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私としては、久しぶりに現地調査に立ち会って、この〇〇製麺はもともと大きな製麺工場であったのを、さらに隣接する農地を宅地に転用して拡大するということから、側溝の幅が30cm、東側は30cm流すということを最初聞いて、30cmで果たして大丈夫だろうかと思っておったところ、後ほど西側に直径40cm、径40cmのパイプにも流すということを聞いて、それなら大丈夫だなと思いました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第102号の計画変更は、適当と認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、計画変更は適当として県に進達いたします。

次に、5ページ、**農地法5条の規定による許可申請について** 番号1より説明をお願いします。  
事務局(〇〇) それでは、議案第103号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページをお願いします。

番号1、有家町の〇〇さんから有家町の株式会社〇〇さんへ、有家町〇〇、地目が畑、地積が400平米です。転用の目的は、製麺工場用地となっております。権利の内容につきましては売買、時期については許可あり次第、期間は永久となっております。

備考欄にありますとおり、農振内の農用地外。先ほどありましたが、議案第102号の土地、〇〇の畑957平米と一体利用となります。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の

区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われま

す。先ほどもありましたけれども、先ほどの議案第102号の1で説明した一体利用する新規の隣接農地になります。製麺工場用地、該当のこの地番につきましては400平米です。先ほどの一体利用する分と合わせた全体では1,357平米となります。最高1.2mを切土して整地し、擁壁で土留めをして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、新設される排水路を經由し、既存水路へ放流予定となっております。また、屋根に降る雨の半分は既存の水路を使って既存の同じ水路のほうに放流される予定です。汚水は発生いたしません、雑排水につきましては、溜桝を經由して同じ水路へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金及び借入金により賄われます。以上でございます。

議長 先ほどの変更申請の後の5条のときの許可規定申請であります。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも先ほどの関連性があるもので、午後2時40分頃、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名と現地を見てまいりました。説明が重複するかもしれませんが、場所は国道251号の有家〇〇の下の〇〇会館のすぐ真下になる、裏手になります。

この案件は、前回出されたもので、〇〇会館のほうから新設する建物をもう少し離して欲しいという要望があり、建物の変更計画でしたら現状の土地では狭いので、下の土地を買い受けて一体利用をしたいとのことでした。雨水に関しては北側のU字溝を設置し、東側の水路に流れるようにし、工場の雨水は受け樋を伝って東側の水路の方に流すとのことでした。先ほど〇〇委員から言われたように、工場の現在使われておられる工場の下にも40cmの排水パイプを設けているということで、吐ききれない水はそちらの方にも流れるということでした。また、溜桝も2基設置するというので、雨水に関しては何ら問題ないと思てまいりました。それと、日照に関しては、北側の方を当初より15m空けるとということで、北側の〇〇会館のほうに対しては、日照関係は問題ないのではないかと見てまいりました。以上の説明で、別に問題はないと思てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告がありましたが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員から詳しく説明があったとおり、結論的に言えば問題ないと思います。以上です。

議長 これは、変更が認めなければ、この申請は出さないということですね。

事務局(〇〇) そうですね。

議長 変更して……。

事務局(〇〇) 変更ですね。

議長 変更と申請ですね。

事務局(〇〇) はい、同時にいたします。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がなければ、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、6ページをお願いします。

番号2、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さん、ご夫婦になります。土地が、深江町〇〇外1筆になります。登記地目が畑と宅地になりますが、現状はどちらも畑となっております。地積の合計が550.6平米となっております。申請の事由につきましては、転用目的が一般個人住宅用地です。現在借家に住んでおり、申請地を借り受けて住宅を建てて居住したいということでございます。権利の内容につきましては、使用貸借権の設定で、許可あり次第、期間は30年間となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一般個人住宅、木造2階建ての建築面積が90平米です。最高0.9mの切土をして整地し、石積みとブロックで土留めをして、土砂の流出を防ぎます。整地後は、550.6平米のうち350平米をコンクリート舗装し、110.6平米を芝生にいたします。周囲につきましては、高さ80cmのフェンスを設置いたします。雨水につきましては、敷地につきましては、新設する溜桝及びU字溝を経由し、道路側溝へ放流いたします。建物部分につきましては、溜桝を経由し、道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、また同じ道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、借入金により賄われます。なお、申請面積が550.6平米と一般個人住宅の面積基準、のり面、進入路等を除く有効面積の上限の目安を500平米とするという基準を超過しておりますが、進入口40平米などを考慮してもまだ10平米ほど超過しておりますが、分筆してもほかに使いようのない土地になってしまいますので、今回、宅地として一体で有効利用するというところでございます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午後4時半ぐらいに現地調査に行ってみりました。〇〇委員と〇〇推進委員、そして事務局3名で行ってまいりました。場所は、国道57号から〇〇方面に下りますと深江町の〇〇グラウンドがあります。それから1kmぐらい下りますと〇〇公民館がございまして、その〇〇公民館から約10m程度の場所です。大きな写真で分かるかと思いますが、北側にたばこ畑がありますけれども、住居を建てる住居との間に5m以上の間隔がありまして、そこはもう芝生で庭みたいにするということで、日照に関しては全く問題がないと思われました。それで、排水に関しましても、事務局から説明のとおりこの縦の道路に側溝がございしますので、ここも問題ないと思ひ、これは致し方ない事案だと思ひて見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員の言われたとおり、何も問題ないと見てまいりました。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2筆の転用と書かれておりますけれども、1筆は宅地になっております。そうした場合、〇〇の申請で〇〇を一体利用という方法での申請の仕方ではなくて、これはもう現況が畑になっておるから一緒に申請されたという事でしょうか。もう登記簿が、地目が宅地が変わっておりますけれども、その辺をちょっとお願ひいたします。

議長 事務局、説明、よろしいですか。お願いします。

事務局（〇〇） それでは、質問にお答えします。

〇〇の方ですね。こちらが、登記の地目が宅地で現況が畑となっております。こちらにつきましては、この地番の土地自体が農地台帳のほうに登載がされている土地になります。ですので、この場合につきましては転用の許可が必要になるということで、今回、両方を併記の上で審議をされるということになります。これは、県にも先日確認をしてしたことになります。以上です。

議長 農地登載されているという地目だそうです。よろしいでしょうか。

ほかに何か皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 ほかにご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、7ページをお願いします。

番号3、深江町の〇〇さんから島原市の〇〇株式会社さんへ、深江町〇〇外1筆、地目はいずれも田、地積合計が521平米です。転用の目的は賃貸住宅用地1戸だけになります。申請地を譲り受けて賃貸住宅3棟を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。備考欄にもあります〇〇につきましては、地目が宅地となっております。面積が48.61平米となっておりますが、こちらを一体利用ということでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一戸建賃貸住宅用地569.61平米、田が合計521平米、一体利用用地の宅地が48.61平米です。最高1mの盛土をし、擁壁を設けて整地し、土砂の流出を防ぎます。一戸建賃貸住宅の建築面積は、1棟が79.49平米で、3棟ありますので、3棟合計が238.47平米になります。入居者用駐車場を6台分、面積が170.61平米を確保いたします。雨水につきましては、敷地内にある既存の側溝を經由し、道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも23日の午後3時半頃、〇〇委員さん、〇〇推進委員さんと事務局3名で現地調査に行っていました。場所は国道251号を深江のほうに行きますと、ストア〇〇があります。それから200mぐらい下ったところに深江町の〇〇の〇〇や、その上に〇〇運動公園がございますが、そのすぐ横になります。道路よりも低いので、先ほど事務局から説明があったように1mかさ上げして、その道路の、写真には写っていませんが、一番下側に1mぐらいの大きな側溝があります。それに排水をつなぐということです。北側と上側に農地がありますが、これはもう同意をもらっているということで、これは致し方ないと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員が言われたとおりだと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、8ページをお願いいたします。

番号4、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇、地目が畑、地積が128平米です。転用の目的、一般個人住宅用地です。申請地を親から譲り受けて自宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては贈与、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。なお、備考欄にもありますとおり、隣接の〇〇、こちらは宅地になります。面積が79.79平米と一体利用ということでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。住宅用地207.79平米になります。一般個人住宅、木造2階建ての建築面積65.22平米です。最高0.7mの盛土をし、擁壁とブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、溜桝を經由して道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議長 現地調査委員から現地調査の報告をお願いします。〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも23日の午後3時50分頃、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、そして事務局3名で調査に行っていました。場所は、先ほど国道251号をもっと島原寄りのほうに行きますと〇〇小学校の〇〇分校の信号があります。それから100mぐらい下ったところに〇〇の〇〇がありまして、そのすぐ下側になります。写真、次、もう一つ次。この写真で側溝が見えましたが、この写真で側溝は見えると思えますが、この側溝に雨水と排水は入れるということです。右側ですね。右側に、隣の人のハウスがございます。もう一つ次の写真です。これですね。このハウスの方にはもう同意をもらっているということで、手前側は自分の父の農地を分筆した分でありますので、これももう家を造るのは致し方ないのではないかと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおりだと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いします。

番号5、有家町の〇〇さんから有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇、地目が畑、地積が83平米

です。転用の目的は出入口及び駐車場です。従来の出入口が使用できなくなるため、出入口及び駐車場を整備したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。出入口及び駐車場83平米です。最高0.8mの切土をし、石積みの擁壁を設けて整地し、土砂の流出を防ぎます。北側につきましては、コンクリート擁壁を設ける予定です。駐車場部分につきましては、40平米をコンクリート舗装いたします。雨水につきましては、道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日、午後2時25分頃から、〇〇委員、〇〇推進員、事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、国道251号の有家の〇〇の先の信号を北側に約100m程度上った旧〇〇小学校の手前になります。住宅の進入路と車2台駐車するスペースを確保したいということで、手前のほうを下げた進入路にして、上のほうの樹木を移設して玄関のほうに石段をつけるということで、排水は手前のほうの排水路に流れるように若干勾配を取るとということで、何ら問題はないと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員から詳しい説明があったとおり、何ら問題はないと私も思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、10ページ、番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、10ページをお願いいたします。

番号6、西有家町の〇〇さんから大阪府大阪市の株式会社〇〇さんへ、西有家町〇〇、地目が畑、地積が615平米になります。転用の目的は会社の保養施設用地ということになります。申請地を譲り受けて会社の保養施設を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間については永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね500m以内に〇〇庁舎がありますので、「庁舎がある」に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。保養施設、木造平家建ての建築面積177.1平米です。敷地内には、屋内2台、屋外4台計6台の駐車スペースを確保いたします。現在のまま整地し、土留め工事を行い土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、溜桝を経由し、道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、同じ道路側溝へ放流いたします。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも23日午後1時20分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、国道251号の須川の〇〇という〇〇屋さんの信

号を北側に約50m程度上ったところから左に約50m程度行った所にあります。雨水・汚水に関しては、東側にU字溝を設け、西側の道路側溝に流すとのことでした。それと、先ほど事務局より説明があったように、西側の道路に面したのり面は、石積みをしてのり面の土砂の流出を防ぐように対応するというので、日照に関しては、ちょっと奥のほうの、隣の東側になるのですが、太陽光パネルが2階のほうに設置されていて、それに影響がないか同意をもらって欲しいという事を言ってきたのですけれども、先ほど事務局のほうから、一応同意はもらったということで、日照面に関しても何ら問題はないのかと見てまいりました。審議のほどよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。今、〇〇委員の説明のとおり何も問題はないと思って見てまいりました。審議のほどよろしく願います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、11ページ、**議案第104号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第104号 農地利用集積計画の決定について説明いたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規1件、1,519平米、再設定が11件、3万2,823平米の計12件の3万4,342平米です。使用貸借の新規1件、2,878平米、再設定が2件の1,038平米の合計3件の3,916平米です。所有権移転につきましては、売買のみで計4件、4,942平米となっております。中間管理事業の一括方式分につきましては、新規のみで、賃貸借権が7件、1万4,690平米と、使用貸借権が1件554平米の計8件、1万5,244平米となっております。

なお、ページめくって15ページになりますが、一括方式部分の25番につきましては、本日取下げが出ておりますので、こちらにつきましてはそのように理解していただければと思います。

それでは個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、11ページをお願いいたします。

(議案第104号 賃貸借権 番号1新規設定、使用貸借権 番号13新規設定、所有権 番号16～19を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、質問等を伺うところでありますが、15ページ、番号20は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、次に番号20について審議をいたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号20について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第104号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、16ページから19ページ、**議案第105号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について**を議題といたします。1号から順に事務局より説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第105号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について、16ページをお願いいたします。今回、除外の案件が7件となっております。

16ページのまず1番から読み上げます。

申出人、深江町の〇〇様、土地の表示が深江町〇〇、地目が畑、地積が1,609平米となっております。申出の事由は除外です。隣接地にある株式会社〇〇の車両用駐車場として利用したいということでございます。

こちらにつきましては、株式会社〇〇の隣接する場所に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地とは思われますが、その特例として拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られる既存の施設の拡張に該当すると思われます。

2番、布津町丙の〇〇さん、申出人になりますが、土地が布津町〇〇、地目が畑、地積が747、こちらも除外になります。隣接にある〇〇の駐車場として利用したいということでございます。

市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、この規模が10ha未満で第2種農地に該当すると思われます。

17ページをお願いします。

3番、こちら、1か所まず訂正をお願いいたします。土地の表示の一番上の有家町〇〇と書いてありますが、石ではなくて原という字になります。〇〇といいますけれども、訂正のほうをお願いいたします。

番号3番、申出人、有家町の株式会社〇〇、土地につきましては、有家町〇〇外になりますが、いずれも地目は山林です。地目を見ていただければと思います。申出の事由につきましては除外で、公共工事の建設残土置場です。

こちらにつきましては、有家町〇〇の〇〇地区に位置しますが、申出地は非農地ということでございます。

18ページをお願いいたします。

番号4、西有家町の〇〇さんの申し出になります。西有家町〇〇の一部、地目が田、1,547平米のうち429.77平米になります。こちらも除外で、住宅を建築したいということ

ございます。

場所につきましては、西有家町〇〇の〇〇に近接する場所に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われませんが、その特例として、住宅そのほか申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。

番号5番、北有馬町の〇〇さんが申出人になります。南有馬町〇〇、地目が田、地積が517平米になります。こちらも除外になります。資材置場用地にしたいということでございます。

場所につきましては、〇〇にあります南島原市役所〇〇支所から南へ80mほどの位置にあります。おおむね300m以内に市役所の施設がありますので、第3種農地に該当すると思われま。

19ページをお願いします。

6番になります。申出人が北有馬町の〇〇さん、土地が南有馬町〇〇、地目が田、地積は1,228平米となります。こちらも除外で、資材置場用地にしたいということでございます。

こちらは先ほどの5番の隣接地になります。南島原市役所〇〇支所から南へ40mほどの場所に位置します。おおむね300m以内に市役所がありますので、第3種農地に該当すると思われま。

7番、申出人が南有馬町の〇〇さん、土地が南有馬町〇〇の一部、地目が畑、地積が891平米のうちの363.63平米です。こちらも除外で、住宅を建築したいということでございます。

場所につきましては、南有馬町〇〇の旧〇〇小学校から西北西へ320mほどの場所に位置し、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われま。

以上、3番の除外案件につきましては、申出地が非農地でありますので、意見なしと思われま。3番以外の6件の除外の案件につきましては、立地基準上、転用可能と思われま。以上でござい。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等伺うところではありますが、16ページの番号1、〇〇番〇〇推進委員が代理申請されている案件でありますので、本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めま。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議 長 番号1について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、支障がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、支障のない旨を回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めま。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議 長 次に、番号2から3、4、5、6まででご意見、ご質問等ありませんか。2番から6番までで。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。3号議案の資材置場、工事用の残土置場を、一応山林にあるのですが、場所的にどの辺かちょっと自分が分かりませんので、その土をそこに山林にある程度入れて大丈夫なような場所なのでしょうか。

議 長 事務局、説明よろしいですか。

事務局（〇〇） 場所についてということですね。

場所が、こちらにつきましては、以前、有家の〇〇にある〇〇の同じく〇〇さんの残土処分場をしたところの下に、もう一段下になります。そちらのほうになりますけれども、こちらについては、何月かはちょっと忘れちゃったけれども、非農地証明の交付願が出てから、その後に、今、帳簿が山林に変わっているのはその非農地の届出をしてこちらが承認したということで地目の変更がなされております。

実際、こちらにつきましては、今、公共事業の建設残土ということで、まだ実際県のほうの振興局のほうに今から開設のほうの届け出が出されると思いますが、現時点ではまだ当然こちらができていないのでされていないのですが、事前にちゃんと協議をされて、実際は工事をした完了したものを、完了するように計画を出されているということだと思いますので。あとちょっとその周辺の農地との関係というのは当然出てくるかとは思いますが、そちらについては非農地になっているところになりますので、あとは実際の回答のあった所有者の方とこちらの〇〇さんが協議をしてきちっとしていただければいいのかなと思っております。よろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

2か月前だったですかね。ここを非農地に認めた……

〇〇番〇〇委員 それは説明で分かったんですが、今回の部分はそれの下の方でしょう。

事務局（〇〇） いや、それは非農地にしたところですよ。

〇〇番〇〇委員 それをした部分ですか。

議長 非農地にした部分ですね。

事務局（〇〇） はい。したところ。

〇〇番〇〇委員 一応、先ほど事務局のほうから説明がありましたが、いろいろ手続をしますと。

それで工事用の残土を、一応この中では置場ですとあるじゃないですか。

事務局（〇〇） はい。

〇〇番〇〇委員 そこをそれで埋めますじゃなくて。普通、何か工事用で何か残土の置場がないから一応そこを置場にして、そうすると、私たちが知っている範囲では、後からそのまた置いた土はのけますというような事例を幾つか知っているのですが、その辺はどうなのでしょう。

議長 どうですか。ここは、農業委員会ですら……。

事務局（〇〇） 実際、ここは、うちのほうとしてはもう非農地として、言えばもう台帳上も消えているところになりますので、詳細については、実際この公共事業のほうの残土置場にしますという手続の転用という手続上ないので、詳細はもう分からないということです。今、農業委員会としてはですね。

議長 この許可は振興局が許可する立場ですか。農業委員会としては、そこまではもうできないということです。

〇〇番〇〇委員 いや、前そこの申請が上がったときに、土がその下のほうに流れて行ったらどうなのとかいろいろ意見が出ていたじゃないですか。だからちょっと聞いてはみたのです。

議長 それは工事現場の方と協議していただく方法しかないのではないかと思います。

よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 ほかに6番までは何かご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 はい、異議なし。支障がない旨の回答をいたします。

次に、19ページ、7番についてですが、〇〇番〇〇推進委員の申請された案件でありますので、本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号7について、ご意見、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障がない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議ないようですので、支障のない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、**議案第106号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請**について 事務局より説明をお願いします。

事務局 (〇〇) 資料の20ページをご覧ください。

番号1、申出人が北有馬町の〇〇さん、土地が布津町〇〇、畑、1,083平米外1筆の2,463平米を賃借権の設定で期間が3年。

番号2、同じく北有馬町の〇〇さん、土地が布津町〇〇、畑、1,120平米を使用貸借による権利の設定で期間が5年間となっております。

本申し出につきましては、今現在中間管理機構を通してお父さん、その〇〇さんのお父さんが権利設定をしておりましたけれども、息子であるこの〇〇さんのほうに耕作権を替えたいということでの申し出になっております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 北有馬の案件ですけれども、〇〇委員さん、よろしいですか。

ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ貸借の要請をしてよろしいですかね。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、貸借の要請を行います。

次に、21ページ、**農地法第18条の第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

22ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

23ページ、**非農地証明書交付願**について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局 (〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

願出人、有家町の〇〇さん、土地が有家町〇〇、地目が畑で、現況が宅地となっております。地積が61平米です。転用の目的は公民館の敷地です。平成13年4月1日から〇〇自治会の公民館の敷地として利用しているということでございます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の2時45分ぐらいに、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、そして事務局3名で現地調査に行っていました。場所は、有家町の〇〇農道を島原のほうに行きますと〇〇自動車整備工場があります。そこに〇〇バス停がありまして、それを海側に約200mぐらい下ったところに〇〇公民館というのがございまして、その公民館の駐車場として、今、貸しているということです。もう写真でご覧のとおり、側溝を境界としてこの調査地はコンクリート舗装がしてあります。そして、ちょっと先に円い蓋が2つ見えますが、あれは防火水槽で、調査地の下にまで防火水槽が通っているということです。もう雨水に関しては全く問題はございませんが、隣接するその葉タバコに関しても、南側ですので、日照も風通しも駐車場として利用ということで、もうこれは20年そのままでしたので、もうこれも致し方ないというふうに見てまいりました。また、そして、〇〇自治会の自治会長さんも一緒に見えて、3名説明をしていただいたところでございます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員から説明があったとおり、何ら問題がないと思います。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 防火用水は、やっぱりこの非農地申請をしなきゃいけないのですか。防火用水以外になるわけ、この面積は、81平米。

事務局(〇〇) 一応、公共団体、市等が防火水槽、消防法に則る消防施設を建てる際には転用許可自体は必要ありません。ただ今回上がったのが名義を変えたいということで、地目が農地のままでは名義が変わりませんので、農業委員会としても非農地として証明し、地目を変えた後で名義を変えるという手はずになります。

議 長 分かりました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして審議を終了いたします。